

京都市教育委員会事務局職員等の標準的な職に関する規則を公布する。

平成28年3月31日

京都市教育委員会
教育長 在田正秀

京都市教育委員会規則第8号

京都市教育委員会事務局職員等の標準的な職に関する規則

- 1 地方公務員法第15条の2第1項第5号に規定する標準的な職は、次の表の左欄に掲げる職務の種類及び同表の中欄に掲げる職制上の段階に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとする。

職務の種類	職制上の段階	標準的な職
1 2の項から9の項までに掲げる職務以外の職務	教育次長，教育政策監，教育企画監，理事，監察監，総合教育センター所長，京都まなびの街生き方探究館長，子育て支援総合センターこどもみらい館長，学校歴史博物館長及び青少年科学センター所長が属する職制上の段階	局長
	部長（2の項に掲げるものを除く。），担当部長，統括監察員，子ども安全統括官，体育健康教育室長，事務局長，総合教育センター副所長，総合教育センター学校統合推進室長，教育相談総合センター所長及び野外教育センター奥志摩みさきの家所長が属する職制上の段階	部長
	課長（2の項に掲げるものを除く。），担当課長，学校事務支援室長，教育環境整備室長，御所東小学校開設準備室副室長，総合教育センター教員養成支援室長，京都まなびの街生き方探究館企画推進室長，京都まなびの街生き方探究館企画推進室副室長，教育相談総合センターカウンセリングセンター長及び首席主事が属する職制上の段階	課長

		課長補佐及び担当課長補佐が属する職制上の段階	課長補佐
		係長（4の項に掲げるものを除く。）、担当係長、人事主事、教職員資質向上推進室長、教職員資質向上推進室副室長及び主任主事が属する職制上の段階	係長
		主任が属する職制上の段階	主任
		その他の職制上の段階	係員
2	高等学校において教育を行う教職員の職務又は教育委員会事務局及び教育機関(学校を除く。以下同じ。)において高等学校の教育に関する専門的事項の事務若しくは3の項から6の項までに掲げる職務に属さない事務を行う教職員の職務	指導部長及び野外活動施設花背山の家所長が属する職制上の段階	部長
		学校指導課長、御所東小学校開設準備室長、生徒指導課長、総合教育センターカリキュラム開発支援センター長、教育相談総合センターふれあいの杜館長及び青少年科学センター指導課長が属する職制上の段階	課長
		統括首席人事主事、統括首席指導主事及び統括首席社会教育主事が属する職制上の段階	統括首席指導主事
		校長、首席人事主事、首席指導主事、首席社会教育主事及び人事主事が属する職制上の段階	校長
		副校長が属する職制上の段階	副校長
		教頭及び主任指導主事が属する職制上の段階	教頭
		主幹教諭及び副主任指導主事が属する職制上の段階	主幹教諭
		指導教諭が属する職制上の段階	指導教諭
		教諭、養護教諭、栄養教諭、任用期間の定めがない講師、主任実習助手、指導主事、主任主事、研究員及びカウンセラーが属する職制上の段階	教諭
		助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び主事が属する職制上の段階	助教諭

3	総合支援学校 (京都市立特別 支援学校条例に より設置する特 別支援学校をい う。)において教 育を行う教職員 の職務	校長が属する職制上の段階	校 長
		副校長が属する職制上の段階	副 校 長
		教頭が属する職制上の段階	教 頭
		主幹教諭が属する職制上の段階	主 幹 教 諭
		指導教諭が属する職制上の段階	指 導 教 諭
		教諭, 養護教諭, 栄養教諭及び任用期間の定めがない講師が属する職制上の段階	教 諭
		助教諭, 養護助教諭及び講師が属する職制上の段階	助 教 諭
4	幼稚園において 教育を行う教職 員の職務又は教 育委員会事務局 及び教育機関に おいて幼稚園, 小学校若しくは 中学校の教育に 関する専門的事 項の事務を行う 教職員の職務	首席人事主事, 首席指導主事 (小学校又は中学校の教育に関する専門的事項の事務を行うものに限る。), 首席社会教育主事及び人事主事が属する職制上の段階	首席指導主事
		園長, 首席指導主事 (幼稚園の教育に関する専門的事項の事務を行うものに限る。), 主任指導主事 (小学校又は中学校の教育に関する専門的事項の事務を行うものに限る。), 主任子ども支援専門官, 発達障害支援室長及び野外活動施設花背山の家事業課指導係長が属する職制上の段階	園 長
		副主任指導主事が属する職制上の段階	副主任指導主事
		教頭及び主任指導主事 (幼稚園の教育に関する専門的事項の事務を行うものに限る。) が属する職制上の段階	教 頭
		教諭, 養護教諭, 栄養教諭, 任用期間の定めがない講師, 指導主事, 子ども支援専門官, 主任主事, 研究員, カウンセラー及び発達障害支援室副室長が属する職制上の段階	教 諭

		助教諭，養護助教諭，講師及び主事が属する職制上の段階	助教諭
5	小学校又は中学校において教育を行う教職員の職務	校長が属する職制上の段階	校長
		副校長が属する職制上の段階	副校長
		教頭が属する職制上の段階	教頭
		主幹教諭が属する職制上の段階	主幹教諭
		指導教諭が属する職制上の段階	指導教諭
		教諭，養護教諭，栄養教諭及び任用期間の定めがない講師が属する職制上の段階	教諭
		助教諭，養護助教諭及び講師が属する職制上の段階	助教諭
6	学校の事務に従事する教職員の職務又は教育委員会事務局及び教育機関において学校の事務に関する専門的事項の事務を行う教職員の職務	事務長及び主任指導主事が属する職制上の段階	事務長
		その他の職制上の段階	学校事務職員
7	学校の養護に係る事務に従事する職員の職務	養護職員が属する職制上の段階	養護職員
8	学校の環境の整備その他の用務に従事する職員の職務	管理用務員が属する職制上の段階	管理用務員
9	学校給食に従事する職員の職務	給食調理員が属する職制上の段階	給食調理員

2 地方公務員法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力については、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)